

平成25年度措置計画工程表

(平成25年3月22日現在)

命令内容と具体的な措置	平成23,24年度の取組内容	スケジュール詳細												
		H24年度	H25年度											H26年度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
(2)法令等遵守態勢の強化														
① 法令等遵守に対する業務運営姿勢の明確化														
ア 法令等遵守の業務運営の基本方針を会長理事が総会をはじめ諸会議で決意表明する。	本会主催会議における会長挨拶等 農業共済新聞・広報誌・ホームページへの掲載・掲示	● 辞令交付式	● 監事会 ● 理事会 ● 通常総会 ● 局長課長等会議	● 理事会				● 理事会 ● 局長課長等会議 (業務姿勢の会長表明の開示)	● 監事会	● 理事会		● 職員研修会 ● 理事会	● 係長等会議	
イ 措置計画の着実な実行を最重要課題と位置づけて、改革チームを中心に役職員全員で取り組む。	措置計画と取組状況に係る理事会の審議決定 連合会改革チーム設置要領の制定(H23.4.28)と一部改正(H23.7.1,H24.4.1) 第1~10回改革チーム全体会議の検討(H23.6.1~H25.3.14) コンプライアンス・マニュアル及びプログラムへの反映		● 改革チーム全体会議 (コンプライアンス・プログラムの実践)				● 同会議	● 同会議 (具体的な取組みの策定と実践)	● 同会議	● 同会議		● 同会議	● 同会議	
ウ 業務運営の基本方針や具体的な措置の進捗状況を情報開示する。	必要措置命令のHP掲示(H23.4.27) 必要措置命令の会員等巡回説明(H23.4.28~5.2) 具体的な措置計画のHP掲示(H23.5.31) 第1~7回取組状況のHP掲示(H23.7.11~H25.1.8)	● 取組状況の報告⑧ ● 上記の公表		● 取組状況の報告⑨ ● 上記の公表			● 取組状況の報告⑩ ● 上記の公表		● 取組状況の報告⑪ ● 上記の公表			● 取組状況の報告⑫ ● 上記の公表		
② 理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化														
ア 理事会は業務執行状況、農林水産省の重要通知、措置計画の進捗状況等を確実に報告させて適正な業務執行にあたる。	第1~10回理事会(H23.6.27~H25.3.22)		● 理事会 ↑(報告)	● 理事会 ↑(報告)			● 理事会 ↑(報告)		● 理事会 ↑(報告)			● 理事会 ↑(報告)	● 理事会 ↑(報告)	
イ 理事会は重要な問題及び不祥事件等を速やかに報告させる。	不祥事件対応要領に基づく対応		(重要な問題や不祥事件等が生じた場合)											
ウ 監事会は、業務運営上の重要事項、内部監査室の監査結果を報告させて監視監督する。	第1~4回監事会(H23.7.26~H24.11.9) 監事監査(H23.11.22,H24.5.14,11.9) 総会及び理事会における監査報告		● 監事会 ● 決算監査						● 監事会 ● 中間監査					
エ 専務理事が出先事務所を定期巡回し、意見交換会をする。	平成23年度の専務巡回指導(H23.8.17~31) 平成24年度の専務巡回指導(第1回H24.8.13~31,第2回H24.12.11~17)		(専務理事による出先機関の巡回指導)											
③ 内部監査・監事監査の機能強化等法令等遵守のための内部牽制機能の強化														
ア 内部監査室は、本部各部と出先機関を年3回内部監査をする。	内部監査実施要領の制定(H23.7.1)と一部改正(H24.2.20) 内部監査等の基本方針の策定(H23.7.20,H24.5.29) 内部監査チェックリストの整備と随時見直し 内部(期末・診療所・中間)監査の定時実施 内部監査結果の理事会・監事報告 上記の指摘・検討事項の改善指導		(監査指導部による内部監査と改善指導) (関係規程及び内部監査チェックリストの随時整備)											
イ 公認会計士等の学識経験者による会計部門の補助監査を導入する。	業務委託契約書の締結(H23.8.31) 補助監査の実施(監事監査前)		● 補助監査 ● (報告)						● 補助監査 ● (報告)					
ウ 監事は、監査計画に基づき決算・中間監査を実施し、理事の業務執行状況を監視する。	中間監査の実施(H23.11.22,H24.11.9) 決算監査の実施(H24.5.14) 監事監査における補助監査と内部監査の結果報告	● (報告)	● 監事会 ● 決算監査						● (報告)	● 監事会 ● 中間監査				

平成25年度措置計画工程表

(平成25年3月22日現在)

命令内容と具体的な措置	平成23,24年度の取組内容	スケジュール詳細													H26年度	
		H24年度	H25年度													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
④ 役職員の法令等遵守意識の向上																
ア コンプライアンス意識の徹底を重点とした研修計画の見直しとそれに基づく研修会を実施する。	研修年間計画の策定(H23.6.23,H24.5.15)と随時実施 コンプライアンス統括部署によるコンプライアンス研修の適時実施			■ 研修大綱策定					● 階層別研修会		●			● 職員研修会		
イ NOSAI兵庫エシックスカードを全職員に配布して、コンプライアンス意識を周知する。	エシックスカードの配布(H23.6.30) エシックスカードの再配布(H24.8.30)															
ウ 起案・決裁文書に根拠法令を添付して稟議する。	決裁・起案に係る留意事項の通知(H23.6.1) 所長会における上記の追加指導(H23.12.22) 重要文書・要領等フォルダの設置(H25.3)															
エ 不祥事件に該当しない業務上の問題が発生したときは、問題解決検討会に対応する。	問題解決検討会設置要領の制定(H23.6.13)と一部改正(H24.2.20,H25.3.13)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オの(ア) 職場内の内部通報システムを整備する。	内部通報手段の追加(H23.6.1) 通報手段の参事通知(H23.5.25)及びコンプライアンス研修における周知徹底															
オの(イ) お問い合わせ窓口を整備する。	建物共済フリーダイヤルの設置(H23.7.22)と専用窓口の常設 事業ごとのお問い合わせ窓口の設置(H24.4~) 上記による相談・問い合わせ・現地対応 お問い合わせ管理システムの整備(H24.5) お問い合わせ結果(全部署)の専務報告(毎月) 苦情等対応要領の制定(H24.6.28)		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
カ 適切な人事管理を徹底する。	勤務評定要綱のコンプライアンス項目見直し(H23.10.31) 勤務に関する意向調査と勤務評定の実施(毎年度) 定期人事異動(毎年度)	■ 発令							□ 意向調査(再雇用者)	□ 勤務評定	□ 意向調査(正規職員)	□ 勤務評定		■ 人事に反映	■ 発令	

